

(有)樋口設備

樋口 繁幸 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 1月 16日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 福岡県知事 許可(般-4) 第 115857 号
許可の有効期間 令和 5年 3月 15日から 令和 10年 3月 14日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
電気工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
消防施設工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
管工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 2月 13日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)